

企業価値担保権：日本の金融を変革する新制度の包括的分析

Gemini Deep Research

第Ⅰ部：企業価値担保権の創設背景と法的構造

第 1.1 節：文脈と立法の趣旨

日本の金融実務は、長年にわたり不動産担保と経営者による個人保証に過度に依存する「担保依存型」の融資慣行に特徴づけられてきた¹。この慣行は、特に知的財産、ビジネスモデル、顧客基盤といった無形資産は豊富であるものの、工場や土地といった伝統的な有形資産に乏しいスタートアップやテクノロジー企業にとって、成長資金を調達する上での大きな障壁となってきた³。米国の上場企業では時価総額の約 **90%** が無形資産で占められているのに対し、日本ではその比率が **32%**にとどまるというデータは、この構造的な問題を浮き彫りにしている⁶。

このような背景から、**2024 年 6 月**に成立した「事業性融資の推進等に関する法律」（以下「事業性融資推進法」）は、日本の金融パラダイムを根本から転換させることを目的としている。その中核をなすのが「企業価値担保権（Enterprise Value Security Interest, EVS）」の創設である。本制度の究極的な目標は、融資判断の基準を過去の財務諸表や有形資産の価値から、企業の将来キャッシュフロー創出能力、事業の持続可能性、無形資産を含む「事業性」そのものへと移行させることにある¹。

この制度が生まれるまでの道のりは、慎重な検討の積み重ねであった。当初、法務省や金融庁の研究会では「包括的担保法制」として議論が始まり、その後、金融庁が主導する形で「事業成長担保権（仮称）」という構想が打ち出された²。最終的に「企業価値担保権」として法制化されるに至ったこの過程は、日本の政策立案者が、既存の担保法制の限界を認識し、企業の成長を阻害しない、むしろ促進するための新たな金融インフラをいかに構築しようとしたかを示している²。

この法律の制定は、単なる法改正以上の意味を持つ。それは、日本の金融機関に対し、リスク評価と価値創造に対する考え方を根本的に変革するよう促す、国家主導の「文化変革」の試みである。事業性融資推進法が、企業価値担保権という法的ツールだけでなく、「事業性融資推進本部」の設置や認定支援機関制度といったエコシステム全体の整備を規定している点は、その証左と言える⁸。金融庁が目指すのは、「事業を解体する

担保」から「事業を生かす担保」への転換であり、これは融資における哲学的なシフトを意味する²。したがって、企業価値担保権の真の成功は、単に登記件数で測られるものではなく、日本の金融機関が、融資先企業にとって真の「伴走者」となり、その事業価値の維持・向上に貢献する関係性を築けるかどうかにかかっている⁴。

第 1.2 節：事業性融資推進法における法的枠組み

企業価値担保権の具体的な制度設計は、事業性融資推進法の第三章に詳細に規定されている⁸。その構造は、従来の日本の担保法制には見られない独創的な特徴を数多く含んでいる。

担保の対象範囲：「総財産」

企業価値担保権は、設定者である会社（会社法上の株式会社または持分会社に限定される）の「総財産」を一体として目的とする¹¹。この「総財産」には、現に存在する資産のみならず、将来取得する財産も当然に含まれる（いわゆるアフター・アクワイアード・プロパティ）¹¹。特筆すべきは、この概念が、不動産や動産といった有形資産に加え、これまで日本の法制度下では有効な担保化が困難であった知的財産権（特許権、著作権、商標権等）、のれん（営業権）、顧客基盤、ノウハウといった無形資産を明確に包含する点である³。担保の対象は個々の資産の集合体ではなく、事業活動を継続する企業体そのもの、すなわち「ゴーイングコンサーン」としての価値である。

必須とされる信託構造

企業価値担保権の最もユニークな特徴は、その設定にあたり、いわゆる「担保権の設定的信託（セキュリティ・トラスト）」の利用が法律上義務付けられている点である。

- **当事者**: この信託スキームでは、債務者である企業が**委託者（Settlor）**、特別の免許を受けた**企業価値担保権信託会社**が****受託者（Trustee）**となり、担保権の法的な主体としてこれを管理・処分する。そして、融資を行う金融機関等の債権者が

受益者 (Beneficiary) **となる¹⁾。

- **受託者の免許制:** 受託者となりうる企業価値担保権信託会社は、担保付社債信託法上の免許を受けた信託会社や、一定の要件を満たす銀行等に限定され、内閣総理大臣（金融庁）の監督下に置かれる¹⁾。これは、制度の濫用を防ぎ、専門的な知見に基づく適切な運用を確保するための措置である。
- **二種類の受益者:** 受益者には二つのクラスが存在する。主たる融資者である**特定被担保債権者**と、商取引債権者などの一般債権者の利益を代表する**不特定被担保債権者**である¹⁾。後者の存在は、担保権実行時に一般債権者保護のための「カーブアウト（配当原資の一部留保）」を確保する仕組みであり、本制度の重要な特徴の一つである。

対抗要件と優先関係

- **対抗要件:** 企業価値担保権の設定及び対抗要件の具備は、債務者である会社の本店所在地における**商業登記簿への登記**という単一の行為によって完了する⁵⁾。これは、個別の資産ごとに登記、登録、占有改定等の対抗要件を具備する必要があった従来の全資産担保実務と比較して、手続きを大幅に簡素化し、コストを削減するものである¹⁰⁾。
- **優先関係:** 複数の企業価値担保権が設定された場合、その優劣は登記の前後によって決せられる¹⁾。抵当権や質権といった他の個別担保権との関係では、「対抗要件具備の先後」という明確なルールが適用される。すなわち、企業価値担保権の登記と、他の担保権の対抗要件具備（例：抵当権設定登記）のいずれか早い方が優先する¹⁾。また、一般の先取特権との関係では、民法 330 条 1 項の第一順位の先取特権と同順位と法定されている¹⁾。

第 1.3 節：企業価値担保権のライフサイクル：設定から実行まで

企業価値担保権の運用は、設定、事業運営、実行という三つのフェーズに大別できる。

設定

手続きは、債務者（委託者）と企業価値担保権信託会社（受託者）が「企業価値担保権信託契約」を締結することから始まる¹¹。この契約の必要的記載事項は法で定められている¹。契約締結後、商業登記簿に登記がなされることで、企業価値担保権は第三者に対抗できる効力を生じる¹⁴。

事業運営（融資期間中）

企業価値担保権を設定した後も、債務者は**「通常の事業活動の範囲」**内において、担保目的財産を自由に使用、収益、処分することができる¹。これにより、企業の日常的な営業活動が過度に制約されることはない。しかし、事業の全部または重要な一部の譲渡や、その他、担保価値を著しく毀損する可能性のある重要な財産の処分など、「通常の事業活動の範囲」を超える行為については、担保権者（受託者）の同意が必要となる⁵。この規定は、担保価値の維持を目的として、実質的に貸し手（ないし受託者）に重要なモニタリング権限と経営への関与の手段を与えるものである。

実行

被担保債権の債務不履行等が発生した場合、担保権の実行手続きが開始される。この実行プロセスは、従来の担保権実行とは大きく異なる特徴を持つ。

- **申立て:** 実行は、第一順位の企業価値担保権者が裁判所に申し立てることによって開始される¹。債権者による私的実行（セルフヘルプ）は認められていない。
- **裁判所の監督と管財人の選任:** 申立てが認められると、裁判所は**管財人（Administrator）**を選任し、以降の手続きは裁判所の監督下で進められる¹。管財人は債務者の事業経営権を掌握し、事業の継続を図る。
- **事業譲渡による換価:** 換価の原則的な方法は、個々の資産を切り売りするのではなく、**事業全体を一体としてスポンサー等へ譲渡（事業譲渡）**することである¹。これは、担保の源泉である「企業価値」そのものを毀損せず、最大限に回収することを目的とした制度設計であり、従業員の雇用や取引先の維持にも配慮されている。個別財産の任意売却や競売は、例外的な場合にのみ許される¹。

倒産手続との関係

債務者について破産、民事再生、会社更生といった法的な倒産手続が開始された場合、企業価値担保権は**抵当権とみなされる**⁸。これは、企業価値担保権者が倒産手続において別除権者として扱われ、一般債権者に優先して弁済を受ける権利を有することを意味する。ただし、例えば会社更生手続が開始された場合には、更生計画の策定・遂行のために、企業価値担保権の実行は当然に中止（ステイ）されるなど、倒産法の規律に服することになる¹¹。

この制度設計全体を俯瞰すると、企業価値担保権が単なる担保権ではないことがわかる。それは、米国のフローティング・ライアンのような包括的な効力を持ちながら、その実行プロセスには会社更生手続のような事業再生型の規律が組み込まれた、いわば**「規律ある超担保権」**と評価できる。広範な担保権を認める代償として、その行使には裁判所の監督と事業価値維持という公的要請を内包させているのである。これにより、債権者に強力な担保を提供しつつも、安易な清算による社会的価値の逸失を防ぎ、債務者やその他利害関係人の利益のバランスを図るという、日本の立法者による熟慮された設計思想がみてとれる。

第Ⅱ部：国際比較分析：日本、米国、ドイツ

企業価値担保権の独自性を理解するためには、他の主要国の包括担保制度との比較が不可欠である。ここでは、米国とドイツの法制度を比較対象とし、その思想的背景と実務的アプローチの違いを明らかにする。

第2.1節：米国法制：UCC 第9編とフローティング・ライアン

米国の担保法制の中心は、各州で採用されている統一商事法典（Uniform Commercial Code, UCC）第9編である。

- **フローティング・ライアンとブランケット・ライアン:** 米国における機能的同等物は、UCC 第9編に基づき設定される「フローティング・ライアン (Floating Lien)」である。これは通常、債務者の「すべての資産」または「すべての動産」を対象とする「ブランケット・ライアン (Blanket Lien)」を内容とする担保設定契約によって創設される¹⁹。この担保権は、債務者の資産が事業の過程で増減・変動するのに合わせて、その資産プール上を「浮遊 (float)」し、将来取得財産や売却代金 (Proceeds) にも自動的に効力が及ぶ²²。
- **対抗要件と優先順位:** 対抗要件の具備は、債務者の設立州の州務長官等に**UCC-1 融資状況説明書 (Financing Statement) を登記 (file) するという、公示性の高い方法で行われる²¹。競合する担保権者間の優先順位は、原則として「最初に登記または対抗要件を具備した者が優先する (First-to-File-or-Perfect)」**という明快なルールによって決定される²⁷。
- **無形資産 (知的財産・のれん) の取扱い:**
 - UCC 上、知的財産やのれんは「一般的無体財産 (General Intangibles)」という動産の包括的なカテゴリーに分類される²⁵。したがって、一般的無体財産に対するブランケット・ライアンを設定すれば、これらの資産にも担保権が設定される。
 - しかし、実務上の最大の論点は、連邦法である知的財産法が UCC のルールに優先 (preempt) するかどうかという問題である²⁵。
 - **著作権:** 登録済みの著作権については、連邦著作権法が UCC に優先すると解されており、対抗要件具備には米国著作権局への担保権の登録が必要である³¹。
未登録の著作権については、UCC-1 の登記で足りる³¹。
 - **特許権・商標権:** 判例上、連邦特許法・商標法は UCC に優先しないとされており、対抗要件具備は UCC-1 の登記による²⁵。しかし、万全を期すため (いわゆる "belt and suspenders" アプローチ)、実務では米国特許商標庁 (USPTO) への補足的な登記がほぼ常に行われる²⁸。
- **実行:** 担保権の実行は、原則として債権者による私的実行 (セルフヘルプ) が中心であり、「商業的に合理的な (commercially reasonable)」方法である限り、裁判所の介入なしに担保物を差し押さえ、売却することが認められている³³。

第 2.2 節：ドイツ法制：譲渡担保と包括的債権譲渡

ドイツ法には、企業価値担保権や UCC フローティング・ライアンのような、単一の法

律で定められた包括担保権は存在しない。包括的な担保は、複数の伝統的な担保手法を組み合わせて構築される。

- 主要な担保手段:
 - 動産譲渡担保 (**Sicherungsübereignung**) : 在庫や設備などの動産については、債務者が占有と使用を継続したまま、担保目的で所有権を法的に債権者へ移転する³⁴。
 - 包括的債権譲渡担保 (**Globalzession**) : 売掛金については、現在および将来発生するすべての債権を包括的に債権者へ譲渡する³⁴。
- 特定性の原則 (**Bestimmtheitsgrundsatz**) : ドイツ物権法の基本原則であり、担保権が成立する時点で、その目的物が明確に特定可能でなければならない³⁵。変動する資産プール（在庫など）については、担保設定契約において客観的な基準（例：「X 所在の倉庫内にあるすべての在庫」）が定められていれば、この要件は満たされると解されている³⁵。
- 無形資産の取扱い:
 - 特許権・商標権・利用権: これらは譲渡可能な権利であり、通常、権利の譲渡担保 (**Sicherungsabtretung**) という形で担保化される³⁵。
 - 著作権: ドイツ法では、著作者人格権と一体となった著作権 (**Urheberrecht**) そのものは譲渡不可能とされ、担保に供することはできない³⁵。ただし、その経済的側面である利用権 (**Nutzungsrechte**) はライセンス可能であり、このライセンスを担保として譲渡することはできる³⁵。
 - のれん: のれん (**Geschäfts- oder Firmenwert**) は、独立して譲渡可能な資産とはみなされず、直接の担保対象とはならない。その価値は、のれんを生み出す事業用資産や契約への担保設定を通じて間接的に把握される。
- 実行: 実行は米国よりも形式的である。契約による私的実行も可能だが、公正証書による即時執行受諾文言がない限り、裁判所の関与が必要となることが多い³⁹。倒産手続においては、担保権者は「別除権 (**abgesonderte Befriedigung**)」を有し、一般債権者への配当とは別に、担保物から優先的に満足を得ることができる³⁵。

第 2.3 節：比較の統合と本質的な差異

日米独の制度を比較すると、それぞれの法哲学の違いが浮き彫りになる。

表 1：包括担保制度の国際比較

特徴	日本（企業価値担保権）	米国（UCC 第9編）	ドイツ（譲渡担保/包括的債権譲渡）
法的根拠	事業性融資推進法という特別法 ⁸	統一商事法典（UCC）第9編 ¹⁹	契約法・物権法の一般原則、判例法 ³⁵
担保対象	「総財産」を単一の目的物として把握 ¹¹	ブランケット・ライアンによる「全動産」。不動産は別 ¹⁹	資産の種類ごとに個別の担保を組み合わせる ³⁵
対抗要件	商業登記簿への単一の登記 ¹⁴	UCC-1の登記。一部知財は二重登記 ²⁵	公的な登記制度なし。所有権移転の合意による ³⁵
優先順位	法定のルール、登記・対抗要件具備の先後 ¹¹	「最初に登記または対抗要件を具備した者が優先」 ²⁷	設定の先後。競合する譲渡では複雑なルール ³⁴
知財/のれん	「総財産」に包含 ³	「一般的無体財産」。連邦法優先の論点あり ²⁵	知財権は譲渡担保可。著作権自体は不可。のれんは直接不可 ³⁵
実行方法	裁判所監督、事業譲渡が原則 ¹	債権者による私的実行、「商業的合理性」が基準 ³³	私的実行と裁判手続の混合。倒産時の別除権 ³⁵
主要な仲介者	免許制の信託会社が必須 ¹	債権者・債務者の直接関係	債権者・債務者の直接関係

この比較から、三国の法制度が包括担保に対する思想的スペクトラム上に位置づけられることがわかる。米国法は、債権者の権利を明確化し、取引コストを最小化することで、市場の効率性を最大限に追求する「通知主義・債権者主義」の立場をとる。ドイツ法は、所有権の移転という伝統的な物権法の論理を現代の金融ニーズに適応させた「物権主義・契約主義」の立場である。

これに対し、日本が新たに創設した企業価値担保権は、第三の道を選択したと言える。米国の包括的な担保範囲を取り入れつつ、その債権者主導の実行方法を排し、代わりに裁判所の監督と中立的な信託会社という規制的・手続的な要素を導入した。これは、市場の効率性と、従業員や取引先を含むステークホルダー保護や事業価値の維持という社

会政策的な要請とを両立させようとする、野心的なハイブリッドモデルである。この選択は、商取引における国家の役割に対する各国の法文化の深層的な違いを反映している。

第 III 部：実務的応用、戦略的考察、および評価

法的な分析を踏まえ、本章では企業価値担保権の現実世界での活用可能性と、それに伴う課題を検討する。

第 3.1 節：想定される活用事例と融資スキーム

企業価値担保権は、多様な資金調達ニーズに応えるポテンシャルを秘めている。

- **成長段階の資金調達（グロース・ファイナンス）**：本制度の主たるターゲットは、価値の源泉が技術やビジネスモデルにあるスタートアップやベンチャー企業である。これらの企業に対し、株式の希薄化を伴わない**ベンチャー・デット**を提供する上で、企業価値担保権は中心的な役割を果たすことが期待される¹²。すでに **Fivot** 社のような金融機関が、本制度の施行前から同様の思想に基づく融資を試みている事実は、この分野における強い需要を示している⁴¹。
- **トランザクション・ファイナンス**：
 - **M&A/LBO ファイナンス**：レバレッジド・バイアウト（LBO）において、買収対象会社の総資産を担保に買収資金を調達する際に、企業価値担保権は極めて有効なツールとなる。特に、対象会社が **SPC**（買収目的会社）の債務を保証し、その保証債務を企業価値担保権で担保するというスキームが可能である点は重要である¹⁰。
 - **プロジェクト・ファイナンス**：再生可能エネルギー発電所のような大規模プロジェクトでは、土地、設備、許認可、売電契約など、多岐にわたる資産に対する個別の担保設定を、単一の企業価値担保権に置き換えることができる。これにより、担保設定に関する契約関係が劇的に簡素化され、コスト削減と資金調達の円滑化が期待される⁴⁰。
- **事業承継と事業再生**：
 - **事業承継**：中小企業の事業承継において大きな障害となっている経営者の個人

保証問題に対し、企業価値担保権は強力な代替策を提供する¹²。事業性融資推進法が、企業価値担保権設定時の経営者保証の履行請求を原則として禁止していることは、この目的を明確に示している¹¹。

- **事業再生:** 経営危機に陥った企業の再生局面において、事業継続に必要な運転資金を供給する **DIP ファイナンス**の担保として活用できる¹⁴。ゴーイングコンサーン価値の維持を最優先する本制度の実行方法は、事業再生の目的と完全に合致している。

第 3.2 節：多角的な評価：メリットとデメリット

企業価値担保権は万能薬ではなく、その活用にあたってはメリットとデメリットを慎重に比較検討する必要がある。

表 2：企業価値担保権のメリット・デメリット

	借手（債務者企業）の視点	貸手（債権者）の視点				
法的メリット	- 統一的で簡素な對抗要件具備手続 ¹⁰	- 経営者個人保証の履行請求が制限される ¹¹	- 実行手続が事業継続を優先する ¹⁸	- 無形資産・将来取得財産を含む全資産への包括的担保権 ³	- 明確な優先順位ルール ¹¹	- 主要な資産処分に対する同意権によるコントロール ¹⁴
法的デメリット	- 通常の事業活動を超える行為に対する同意要求による経営の柔軟性低下 ⁵	- 貸手による経営への強い影響力の可能性 ⁵	- 債務不履行時には全事業がリスクに晒される	- 私的実行が不可能で、裁判所監督下の形式的な実行手続が必要 ¹¹	- 重複する個別担保権の実行禁止 ⁴	- 一般債権者へのカーブアウトによる回収原資の減少 ¹

経済的メリット	- 有形資産に乏しい企業でも資金調達が可能に ³	- 企業価値全体に基づく、より高額な融資の可能性 - 事業承継やM&Aが円滑化 ¹²	- スタートアップ等の新たな高成長市場への融資機会 ¹²	- 緊密なモニタリング関係（伴走支援）によるデフォルト率（PD）低下と回収率（LGD）向上が期待できる ⁴	- 複数の個別担保設定に比べ、対抗要件具備コストが低い ¹⁰	
経済的デメリット	- 高い取引コスト（信託報酬、法務・評価費用） ¹⁰	- 特定の貸手に「ロックイン」され、他の金融機関からの追加融資が困難になる可能性 ¹⁰	- 貸手への報告・モニタリング負担の増大	- 企業価値、特にスタートアップの価値評価の困難性と高コスト ⁵	- 事業性評価やモニタリングのための新たなスキルセットと内部体制が必要 ¹⁸	- 担保価値の変動が激しく、事業失敗時には価値が急減するリスク

第 3.3 節：課題の克服と将来展望

企業価値担保権が広く普及するためには、いくつかの重要な課題を克服する必要がある。

- **価値評価の課題:** 最大の実務的ハードルは、担保対象である「企業価値」の評価である。金融機関は、DCF 法、類似企業比較法といった定量的な手法に加え、経営陣の質や技術の独自性といった定性的な要素を評価する精緻な方法論を確立しなければならない⁵。これは、金融機関にとってアナリストや技術評価の専門家を育

成・採用するための大きな人的資本投資を意味する。

- **コストと複雑性の障壁:** 必須とされた信託スキームは、債務者保護に資する一方で、信託報酬等のコストと手続の複雑性を生む¹¹。このコストが、制度の主たる対象であるべき中小企業やスタートアップにとって過大な負担となり、利用を妨げる懸念がある⁴⁸。ただし、貸し手自身が受託者を兼ねることが認められている点は、このコストを抑制するための重要な仕組みである¹⁰。
- **認知度と教育:** 現状、企業経営者の間での企業価値担保権の認知度は極めて低い⁵⁰。政府、金融業界団体、専門家が連携し、市場に対して制度の仕組み、利点、リスクについて大規模な啓発活動を行うことが不可欠である。

最終的に、企業価値担保権の導入は、日本の金融における新たな取引関係を創出する。それは、**「資本と情報の交換」**という新しい契約である。借手は、これまでアクセスできなかった無形資産を源泉とする資本を得る代わりに、貸手に対して事業運営に関する前例のないレベルの透明性を提供し、一定の経営監督を受け入れる。このトレードオフは、すべての企業にとって魅力的とは限らないだろう。経営の自律性や秘匿性を重視する企業は、この制度の介入的な側面を敬遠するかもしれない。

したがって、企業価値担保権が成功するか否かは、貸手と借手の双方が、この新しい、より緊密なパートナーシップ型の関係性を理解し、積極的に受け入れるかにかかっている。貸手は単なる資金の出し手ではなく、事業の成長を支える「伴走者」としての役割を、借手はそのような伴走者の関与を自社の価値向上に繋がるものとして受け入れる覚悟が求められる。この新しい関係性が日本経済に根付くとき、企業価値担保権は真にその目的を達成したと言えるだろう。

引用文献

1. 企業価値担保権制度の概要 - 長島・大野・常松法律事務所, 6月19, 2025にアクセス、https://www.noandt.com/wp-content/uploads/2024/05/finance_no92.pdf
2. 企業価値担保権の創設と今後の課題 - 日本福祉大学機関リポジトリ, 6月19, 2025にアクセス、<https://nfu.repo.nii.ac.jp/record/2000345/files/keizai70-05yachi.pdf>
3. (事業性に着目した融資を促進するための制度や実務のあり方に関する検討) 金融審議会総会 令和4年9月30日, 6月19, 2025にアクセス、https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/2022_0930/2.pdf
4. 事業成長担保権について 資料1 - 内閣府, 6月19, 2025にアクセス、https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/2210_01startup/230309/startup09_01.pdf
5. 第163回 企業価値担保権について (新制度の概要) - コラム - 色川法律事務所, 6月19, 2025にアクセス、<https://www.irokawa.gr.jp/column/column-1940/>
6. 企業価値担保権で創造される「企業と金融機関の共通価値」～金融庁 和田良

- 隆・信用制度企画室長インタビュー～| TSR データインサイト, 6 月 19, 2025 にアクセス、https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1198632_1527.html
7. 企業価値担保権とは？事業成長担保権との違いは？わかりやすく解説, 6 月 19, 2025 にアクセス、<https://vision-cash.com/chiteki/corporate-value-security-interest/>
 8. 事業性融資の推進等に関する法律 - e-Gov 法令検索, 6 月 19, 2025 にアクセス、https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC0000000052/20280613_0000000000000000
 9. 事業全体を対象とする担保制度（企業価値担保権） | 社会保険労務士法人 ディーセントワーク小林事務所（東京都立川市）, 6 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.motoatsu.com/information/%E7%B5%8C%E5%96%B6/470/>
 10. 企業価値担保権の活に向けた報告書（2024 年度）, 6 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news370327.pdf>
 11. BANKING / STRUCTURED FINANCE BULLETIN / 企業再生・債権管理ニュースレター 企業価値担保権（事業性融資, 6 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.morihamada.com/sites/default/files/newsletters/newsletters/pdf/20240408-025426.pdf>
 12. 企業価値担保権制度の概要 | 著書/論文 | 長島・大野・常松法律事務所, 6 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.noandt.com/publications/publication20240531-2/>
 13. スタートアップの資金調達に知的財産権の活用を（前編）デット・ファイナンスに向けて果たしうる役割とは（世界、日本） - ジェトロ, 6 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/9bc84b6a37231e40.html>
 14. 企業価値担保制度の創設 - Client Alert, 6 月 19, 2025 にアクセス、https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20241115-ClientAlert_RI_J.pdf
 15. 「事業性融資の推進等に関する法律案」概要 - 大和総研, 6 月 19, 2025 にアクセス、https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20240530_024425.pdf
 16. 事業性融資推進法に基づく企業価値担保権の概要 - NEWSLETTER, 6 月 19, 2025 にアクセス、https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/finance_law_240613_ja.pdf
 17. 企業価値担保権とは？制度をわかりやすく解説, 6 月 19, 2025 にアクセス、<https://sogyotech.jp/kigyokachitanpo/>
 18. 企業価値担保権制度の概要とその活用方法①（企業価値担保権制度の概要）, 6 月 19, 2025 にアクセス、https://frontier-eyes.online/enterprise_value_1/
 19. Common Exclusions From Blanket Liens - Mayer Brown, 6 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.mayerbrown.com/-/media/files/news/2013/12/common-exclusions-from-blanket-liens/files/070121308-goodstein-nylj/fileattachment/070121308-goodstein-nylj.pdf>
 20. Blanket Lien: What it is, How it Works, Regulation - Investopedia, 6 月 19, 2025 に

- アクセス、 <https://www.investopedia.com/terms/b/blanketlien.asp>
21. What is a UCC Financing Statement? - Litera, 6 月 19, 2025 にアクセス、
<https://www.litera.com/blog/what-is-a-ucc-financing-statement>
 22. Article IX of the Uniform Commercial Code: The "Floating" Lien - St. John's Law Scholarship Repository, 6 月 19, 2025 にアクセス、
<https://scholarship.law.stjohns.edu/cgi/viewcontent.cgi?referer=&httpsredir=1&article=4355&context=lawreview>
 23. Why Do We Care About Purchase-Money Security Interests?, 6 月 19, 2025 にアクセス、 <https://bostonbusinesslaw.com/why-do-we-care-about-purchase-money-security-interests/>
 24. floating lien | Wex | US Law | LII / Legal Information Institute, 6 月 19, 2025 にアクセス、 https://www.law.cornell.edu/wex/floating_lien
 25. OUTLINE: Security Interests in Intellectual Property - UCCstuff, 6 月 19, 2025 にアクセス、 <http://www.uccstuff.com/Com%20Law%20Mat/Security-Interests-Intellectual-Property.pdf>
 26. Types of UCC Filings: What You Need to Know as a Banking Professional - BankersHub, 6 月 19, 2025 にアクセス、
<https://www.bankershub.com/blogs/blog/types-of-ucc-filings-what-you-need-to-know-as-a-banking-professional>
 27. Value and Risk Considerations for Intellectual Property Collateral - American Bar Association, 6 月 19, 2025 にアクセス、
https://www.americanbar.org/groups/intellectual_property_law/resources/landslide/archive/value-risk-considerations-intellectual-property-collateral/
 28. Making the Wise Move with Your Collateral, 6 月 19, 2025 にアクセス、
https://www.uslaw.org/wp-content/uploads/2022/01/Making-the-Wise-Move-with-Your-Collateral_Simmons-Perrine.pdf
 29. What in the World is a General Intangible? - Davenport, Evans, Hurwitz & Smith, LLP, 6 月 19, 2025 にアクセス、 <https://dehs.com/what-in-the-world-is-a-general-intangible/>
 30. Article 9 in Revision: A Proposal for Permitting Security Interests in Nonassignable Contracts and Permits, 6 月 19, 2025 にアクセス、
<https://digitalcommons.lmu.edu/cgi/viewcontent.cgi?referer=&httpsredir=1&article=1884&context=llr>
 31. The Intersection Between UCC Article 9 and Intellectual Property ..., 6 月 19, 2025 にアクセス、
<https://repository.law.uic.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1371&context=rip1>
 32. UCC Issues in Transactions Involving Intellectual Property - Higgs Fletcher & Mack®, 6 月 19, 2025 にアクセス、 <https://higgslaw.com/ucc-issues-in-transactions-involving-intellectual-property/>
 33. UCC Lien Enforcement: Key Insights For MCA Borrowers - Tayne Law Group, 6 月 19, 2025 にアクセス、 <https://attorney-newyork.com/mca-debt/ucc-lien-enforcement/>

34. German Federal Supreme Court Decides On Set- Aside - COMMENTARY, 6 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.jonesday.com/-/media/files/publications/2008/01/german-federal-supreme-court-decides-on-set-aside/files/german-federal/fileattachment/german-federal.pdf>
35. 16 ドイツにおける知的財産担保制度の基礎的考察 - 知的財産研究所, 6 月 19, 2025 にアクセス、https://www.iip.or.jp/pdf/fellow/detail07j/19_16.pdf
36. Insolvency Challenge Rights | Insights - Mayer Brown, 6 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.mayerbrown.com/en/insights/publications/2024/09/insolvency-challenge-rights>
37. Giving and taking guarantees and security in Germany - DLA Piper Intelligence, 6 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.dlapiperintelligence.com/investmentrules/countries/germany/debt-finance/giving-taking-guarantees-security/common-types.html>
38. IP as a means of securing a loan under German law | Managing Intellectual Property, 6 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.managingip.com/article/2b4pye0ya5iaws8lx4mio/sponsored-content/ip-as-a-means-of-securing-a-loan-under-german-law>
39. CMS Expert Guide for taking Security in Germany, 6 月 19, 2025 にアクセス、<https://cms.law/en/int/expert-guides/cms-expert-guide-on-taking-security/germany>
40. 企業価値担保権制度の概要とその活用方法②（企業価値担保制度の利用方法）, 6 月 19, 2025 にアクセス、https://frontier-eyes.online/enterprise_value_2/
41. 「企業価値担保権」活用の勘所 - スタートアップ向け融資での, 6 月 19, 2025 にアクセス、http://fivot.co.jp/cms_Hm27GBtg/wp-content/uploads/2025/01/045c245f399d72ccc4b066044cb46c86.pdf
42. 事業者が知っておくべき「事業性融資推進法」と「企業価値担保権」のポイント～立案担当者による新たな法律・担保制度の解説 - Business & Law 合同会社, 6 月 19, 2025 にアクセス、<https://businessandlaw.jp/seminar/k183307365/>
43. コラム「「企業価値担保権」その目的と課題について」 | 弁護士法人広島総合法律会計事務所, 6 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.hiroso-law.jp/topics/134/>
44. 令和 7 年 4 月 28 日 金融庁 企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え, 6 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250428-2/01.pdf>
45. Guide to Blanket Liens - SoFi, 6 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.sofi.com/learn/content/blanket-lien/>
46. Blanket Liens & Their Effects on Small Businesses & Startups - Excedr, 6 月 19, 2025 にアクセス、<https://www.excedr.com/resources/blanket-liens-and-their-effects>
47. 経営者が知っておくべき「事業性評価と融資」後編 - bixid, 6 月 19, 2025 にアクセス、<https://bixid.net/Blog/Article/20250327>
48. 新たな担保制度として創設される企業価値担保権 - 日本総研, 6 月 19, 2025 にア

- クセス、 <https://www.jri.co.jp/file/report/research/pdf/15072.pdf>
49. 企業価値担保権の意義・内容と倒産法上の取扱い - FSA Institute Discussion Paper Series, 6 月 19, 2025 にアクセス、
<https://www.fsa.go.jp/frtc/seika/discussion/2024/DP2024-5.pdf>
50. 新しい融資の視点「企業価値担保権」 - 帝国データバンク, 6 月 19, 2025 にアクセス、
https://www.tdb.co.jp/resource/files/assets/d4b8e8ee91d1489c9a2abd23a4bb5219/2194b595afba4cb884c66e31ed5c27f0/20241121_%E4%BC%81%E6%A5%AD%E4%BE%A1%E5%80%A4%E6%8B%85%E4%BF%9D%E6%A8%A9%E3%81%AB%E5%AF%BE%E3%81%99%E3%82%8B%E6%A0%83%E6%9C%A8%E7%9C%8C%E5%86%85%E4%BC%81%E6%A5%AD%E3%81%AE%E6%84%8F%E8%AD%98%E8%AA%BF%E6%9F%BB.pdf
51. レポート企業価値担保権に対する企業の意識調査 - 帝国データバンク, 6 月 19, 2025 にアクセス、 https://www.tdb.co.jp/report/economic/20241025_tanpo/